



練馬西税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒178-8624 練馬区東大泉7-31-35 TEL 03(3867)9711(代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

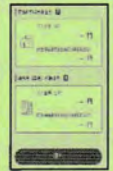
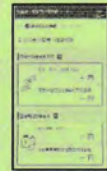
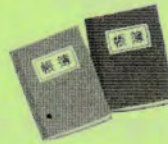
自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック！～

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！ 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！



確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック！



こちらからアクセス！



さあ自宅から
e-Tax!
確定申告書等作成コーナーへ！



【確定申告書等作成コーナー】

税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場のほか、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受 付 時 間 〔 事前申込をお願いします 〕
1月31日（火）～2月3日（金）	関区民ホール	関町北1-7-2 関区民センター内	【午前の部】9時30分～11時30分 （正午から午後1時は昼休み）
2月7日（火）～2月10日（金）	石神井庁舎 5階	石神井町3-30-26	【午後の部】1時～3時30分

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月10日（火）から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
- 電話による事前申込は、令和5年1月10日（火）から可能となります。

【事前申込専用番号：03-6630-4731】（受付時間：平日午前9時～午後5時）に
電話の上、オペレーターに「管轄の税務署（練馬西税務署）」「ご希望の会場及び相談日時」
「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

なお、「事前申込専用番号」以外（税務署及び地方団体）での電話申込は受け付けておりません。

また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/nerima-wzei/booking_pages#pageContent

（裏面もご覧ください。）

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を発行します～

入場整理券はオンラインで事前発行！

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから！

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(水) ～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	練馬西税務署	練馬区 東大泉 7-31-35	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※当日分の入場整理券は、なくなり次第、 受付終了となりますのでご了承ください。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は練馬東税務署(練馬区栄町23-7)において相談・受付を行います。

○ 令和4年分の申告書作成会場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、混雑(3密)回避のために、**例年より早い2月1日(水)**に開設します。

○ 会場への入場には、入場整理券が必要です。(申告書等の提出のみの場合は不要です。)

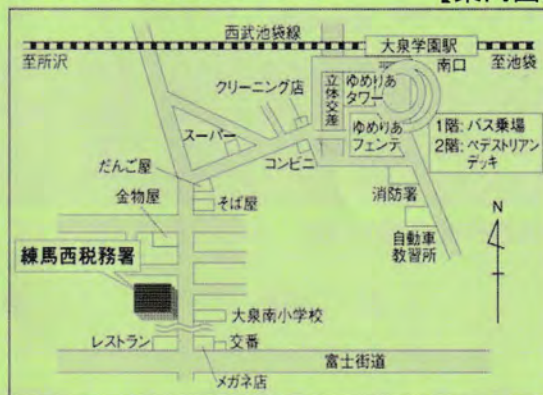
【案内図】

○ 入場整理券は、LINEによる事前発行で入手できます。

○ 当日分の入場整理券は、会場で発行しますが、なくなり次第、
受付終了となりますのでご了承ください。

○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。

○ 期間中、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署
はご遠慮ください。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

○ 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。

○ ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

○ ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。

○ 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、
原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください！！

スマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト

